

令和 3 年度
廿日市市地域包括支援センター
運営方針(案)

廿日市市福祉保健部高齢介護課

令和 3 年 4 月 1 日

1 方針策定の趣旨

この「廿日市市地域包括支援センター運営方針」は、廿日市市内に設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的として策定する。

2 センターの設置・目的

センターは介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることを目的として設置する。

センターの設置責任主体は廿日市市（以下「市」という。）であることから、市はセンター設置目的を達成するための体制の整備に努め、その運営について適切に関与する。

3 基本的な運営方針

(1) 公益的な機関として公正性・中立性の確保

市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) 地域の実情や地域のニーズ等を踏まえた活動

ア 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、各地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

イ 高齢者の支援にかかわる地域の社会資源及び住民ニーズの把握や個別ケースの検討から、地域の課題を抽出し、解決に向けた取組を推進する。

(3) 関係機関との連携・ネットワークづくり

関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

(4) 個人情報の保護

職務上知り得た個人情報の保護に努めるとともに、廿日市市個人情報保護条例及び関係法令を遵守する。

4 地域包括支援センターの業務

(1) 総合相談支援業務

地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容についてプライバシーを確保し、総合的に相談できる体制をつくる。

また地域包括支援センターに対する苦情について適切に対応する。

ア 実態把握

様々な手段により、担当圏域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。また、地域住民や関係機関等から、支援が必要な高齢者の情報収集を行い、把握した問題やニーズについて積極的に解決へと導くとともに、予防支援活動へと展開していく取組を行う。

イ 総合相談支援

高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行う。

専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。

ウ 地域におけるネットワークの構築

センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るために、チラシやパンフレットを作成し、地域住民及び関係者へ積極的に周知する。

また、地域の様々な関係者のネットワークを通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、多職種が連携してチームとして支援を行う。

エ 家族介護者への相談支援体制の充実

介護する家族への経済的、精神的負担を緩和することができるよう、日頃から、地域資源等に関する情報収集を行う。また、家族介護者への離職防止に向けて、身近な相談機関として家族介護者の相談にのるなど、適切な情報等の提供を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、また対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行い安心して尊厳のある生活を送ることができるよう支援する。

ア 高齢者の虐待防止、早期発見

高齢者虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「廿日市市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応を行う。

イ 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。

申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長申立てにつな

げる支援を行う。

ウ 消費者被害の防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会多い関係者から情報収集することに努める。

また、消費生活センター等と連携を図り、被害の未然防止、問題の解決に当たり、蓄積された事例等は、民生委員や介護支援専門員等に情報提供を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員に対する直接的・間接的な支援を行う。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関、在宅と施設等との連携など、地域において多職種相互の協働等により連携体制を構築するとともに、介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う機会を設定する等介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。

ウ 相談及び支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行うとともに、問題解決能力を高める支援に努める。また、介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援業務

要介護状態となることの予防、また、重度化防止のため、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援する。介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に沿い、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービスを活用し、自立支援を目標としたケアマネジメントを行う。

ア 多様なサービスの活用

介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付相当サービスに加え、短期集中予防サービスなどの多様なサービスの活用を推進する。

イ 自立支援に向けたケアマネジメント

利用者を取り巻く環境から、個人を知り、利用者を中心に、家族、近隣住民等の支援者で共有し、利用者の尊厳を尊重するとともに、能力と意欲を最大限に引き出し、やりたいことができるよう環境を整え、「廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメントマニュアル」に沿って、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを行う。

ウ 業務委託

居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合は、委託を適正に行う。

(5) 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり

高齢者が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、関係機関や地域住民と連携を図りながら、次の取組を行う。

ア 地域ケア会議

地域の医療と介護の多様な職種や地域住民との連携を強化し、個別事例の検討から地域課題を把握・検討する地域ケア会議を運営する。

イ 資源開発・政策形成

市が実施する地域共生専門部会において、地域ケア会議で明らかとなった地域の課題を地域づくりや資源開発及び政策形成に着実に結びつけることができるよう提案を行う。

ウ 住民意識の醸成

住民主体の活動（通いの場や生活支援等）につなげていけるよう、住民意識に働きかけ、地域の福祉意識の醸成に取り組む。

(6) 認知症対策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、次の取組を行う。

ア 当事者の視点での取組

認知症の人や家族が事業に参画する機会を創出するなど、様々な機会をとらえて認知症の人と家族の視点に立った取組を推進する。

イ 関係機関との連携

認知症の人や家族が状況に応じて医療や介護等の必要な支援が受けられるよう、関係機関と連携ができる体制の構築に取り組む。

ウ 認知症の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解、予防に関する普及啓発を行い、地域で認知症の人を見守る意識の醸成を図るとともに、地域における支え合いが充実するよう取り組む。

エ 相談窓口の周知

様々な機会を捉え、センターが認知症の相談窓口であることの周知を行う。

オ 先を見越した支援

認知症ケアパスを活用し、予測される症状に応じた適切な対応、サービスについて説明する。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための取組をすすめる。

医療関係者等と合同の事例検討会・講演会・勉強会等への積極的な参加を通じて、関係者とのネットワークを構築する。

(8) 介護予防活動の推進

地域での支え合いや高齢者の社会参加を推進するために、地域住民が主体となった通いの場を増やし、地域での介護予防の拠点として活動の充実及び継続を図ります。

生活支援コーディネーターと連携し、地域での見守り体制を整備し身近な地域で支え合う地域づくりに取り組む。

また、日々の相談支援及び関係機関・団体等との連携により収集した情報を活用し、閉じこもり等の支援を要する人を早期に把握し、介護予防の活動につなげる。

5 行政機関等との連携強化

地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐にわたり、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要である。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図る。